

令和8年度

「練馬区高齢者サークル助成」のご案内

申込み期間：令和8年4月10日（金）～令和8年5月8日（金）

【前年度からの主な変更点】

- ① ポイント付与等の禁止と助成対象経費 P.3
- ② 新たな申込み方法の追加 P.5 ※従来通りの方法でも申請可能です。

高齢者のサークル活動で、自分たちのサークル会員以外の方を対象に、企画・運営する単発のイベント等（社会参加事業）の一部を助成します。

また、年間を通じてのボランティア活動を目的とし、サークル会員以外を対象としたボランティア事業の一部を助成します。

1 事業目的

練馬区内の高齢者サークルが実施する社会還元事業に係る経費の一部を助成することにより、高齢者の社会参加やボランティア活動を促進し、高齢者の福祉の向上に寄与することを目的としています。

2 対象となるサークル（次の条件に全て当てはまるサークルが対象）

- (1) 会員の7割以上が練馬区在住、在勤であること。
- (2) 会員の年齢がおおむね60歳以上の者であること。
- (3) 規模は、60歳以上の者がおおむね20人以上いること。
- (4) 代表者が練馬区在住であること。
- (5) 定期的、恒常的な活動を行うものであること。
- (6) 政治上、宗教上の組織に属するものまたは営利を目的とするものではないこと。
- (7) 官公庁、民間事業所等で福利厚生事業を目的とするものではないこと。
- (8) その活動が老人クラブ活動の一分野として認められるものではないこと。
- (9) 会員の互選による責任者をおき、活動に関する会則を設けていること。
- (10) 会費を徴収するなど自主財源を有し、明確な会計経理機構を有していること。

3 助成の条件

次のいずれかの事業に対し、助成します。

【社会参加事業】

開催について、広く周知・募集し、会員以外の区民等の参加を中心とする単発の主催イベント等

- ① イベント当日の会員以外の参加者が10人以上であること。結果的に会員以外の参加が少なかった場合は、助成金を返還していただく場合があります。
- ② サークルの日常的な活動・運営に助成するものではありません。
- ③ 会員以外の参加者から参加費を徴収する場合、1日（1回）につき、1,000円以内としてください。

（活動例）サークルが地域の方を対象に講習会を開催。講習会には、指導者（講師）と会員数名が補助者として参加。外部参加者30名を予定。募集に当たり、町会・自治会の回覧板、掲示板などを活用し広く募集する。

【ボランティア活動団体】

年間を通じてのボランティア活動を目的としている団体

- ① ボランティア活動団体とは

自発的に他者や社会のため、金銭的な利益を第一に求めない、社会の課題の解決に取り組む活動を行う団体です。活動形態としては、社会(地域)貢献活動を行う福祉、教育、文化、芸術、スポーツ、環境、国際協力、まちづくり、人権など、幅広い分野があります。

- ② 団体の育成を主目的とするため、3年を限度とします。助成終了後、社会参加事業を行う団体として自立して活動できることを期待しています。

（活動例）〇〇会が区内の老人ホーム等を慰問し、演芸会等を開催する（〇〇会が企画するものに限る）・保育園を訪問し、絵本の読み聞かせを行う 等

事業内容が対象となる事業か、どちらの事業に該当するか、判断に悩む場合は一度ご相談ください。※事業内容によっては、助成対象外となる場合があります。

4 助成金額

申請内容を審査のうえ、1サークル年4万円を限度に経費の一部を助成します。

助成の上限は、助成対象経費の1/2です。

(例) ①申請した助成対象経費が10万円の場合

10万円×1/2＝5万円 ⇒ 4万円が限度のため、4万円を助成

②申請した助成対象経費5万円の場合

5万円×1/2＝2万5千円 ⇒ 2万5千円を助成

※実際の助成対象経費が計画時の助成対象経費を下回り、既に交付された助成金額が実際の助成対象経費の1/2を越えた場合は、その差額分の助成金を返還していただきます。

5 助成対象経費

詳細は、「主な助成対象経費一覧」をご確認ください。

特に注意していた
きたい内容です。

【共通事項】

練馬区から他の助成を受けている経費および飲食代、交際費は対象外です。

個人の利益になることから、助成対象となる物品等の購入に、ポイントを付与することは認められません。具体的には、ポイントカードの提示やクレジットカードを含む、各種キャッシュレス決済の使用がこれに当たります。

また、提出されたレシートや領収書に、ポイント付与記録や、キャッシュレス決済記録がある場合、そのレシート全額が助成対象外となります。助成対象経費は原則、現金または振込みにてお支払いください。

【社会参加事業】

イベント実施のために直接かかった経費として、用紙代、郵券、印刷代、講師謝礼(会員以外)、会場費、ボランティア保険代等が対象となります。前提として、会員以外の区民の参加に影響がない経費は、事業の経費であっても助成対象外となります。また、団体の活動のための費用も対象外です。

【ボランティア活動団体】

団体運営上不可欠なものが対象です。例えば、会報発行に係る経費、事務局から会員への通信費、外部講師を招いての会員対象の勉強会等で、会員以外を対象とした費用は対象外です。

主な助成対象経費一覧

		社会参加事業	ボランティア団体
報償費 (謝礼金)	実施に不可欠な外部講師や専門家の 援助に対する謝礼 ①会員以外を対象とする講演など ②会員を対象とする講習など	○ ×	× ○
旅費	実施、運営に不可欠な旅費 ※駐車場料金も旅費に含まれます	×	○
印刷費および 消耗品費	印刷費 ①会員向け会報 ②周知チラシ・ポスター ③事業用資料 ④会員向け報告書等 消耗品 ①会員以外を対象 ②会員を対象	× ○ ○ × ○ ×	○ ○ ○ ○ × ○
役務費	傷害保険料 ①事業実施日のみ対象 ②上記以外のもの 通信費 切手、はがき代 ①事業実施に不可欠なもの ②運営上不可欠なもの	○ × ○ ×	× ○ × ○
使用料および 賃借料	施設使用料、機材のレンタル、機材搬 入に使用するための車両レンタル等 ①事業実施に不可欠なもの ②運営上不可欠なもの	○ ×	× ○
振込手数料	助成対象経費の支払いにかかる振込 手数料や代引き、コンビニ払い手数料	購入した物品等の助成対象可否に準じる	

6 申込み

所定の申請書類に必要事項を記入し、必要書類を添えて、ご提出ください。申込み
多数の場合は、事業内容審査のうえ抽選により決定（新規申込団体優先）します。

【申込み期間】

令和8年4月10日（金）～令和8年5月8日（金）[消印有効]

【提出書類】

- ① 第1～4号様式 ※申請書は署名または記名押印が必要です。
(助成金交付申請書・高齢者サークル概要書・事業計画書・事業予算書)
- ② 名簿(会員の生年月日または年齢、住所は必ず記入してください)
- ③ サークル規約

【申込み方法】

- ① 郵送・直接持込み

下記、応募先まで郵送またはご持参ください。

【応募先】〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区高齢社会対策課いきがい係 高齢者サークル事業担当 あて

- ② 電子申請

「×ID アプリ」を使用し、申請フォームからオンラインで提出が可能です。

本人確認の措置
代表者のマイナンバーカードを用いた電子署名(公的個人認証)「×ID アプリ」のダウンロード、アプリへのマイナンバーカード連携が必要です。
×ID アプリ(クロスアイディ)とは
マイナンバーカードと連携することで、より手軽に本人確認、本人認証、電子証明ができるデジタルIDです。初回登録時にマイナンバーカードの署名用電子証明書を基にIDを生成し、以降、「×ID アプリ」でオンラインでの本人確認や行政手続きを行うことができます。詳しくは、区HP「高齢者サークル助成」のページに添付している「練馬区オンライン申請操作手順」をご覧ください。
★二次元コードまたはURLから申請してください。(二次元コード)
(URL) https://logoform.jp/form/G2rU/1468635

電子申請時の注意点
<ul style="list-style-type: none">・代表者が、本人のマイナンバーカードを使って、ご自身で申請してください。・提出書類に不備がある場合は、再度申請フォームからの申請が必要です。・マイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォンが必要です。

《お問合せ》

練馬区高齢施策担当部高齢社会対策課いきがい係

電 話 5984-4763 (直通)

メール KOUREITAIISAKU09@city.nerima.tokyo.jp

★ご不明な点はお問い合わせください。